

日本臨床検査専門医会会則

昭和 57 年 5 月 1 日制定	平成 13 年 9 月 1 日改正
昭和 60 年 9 月 22 日改正	平成 14 年 11 月 21 日改正
平成 1 年 10 月 1 日改正	平成 16 年 4 月 10 日改正
平成 2 年 10 月 12 日改正	平成 17 年 4 月 9 日改正
平成 5 年 10 月 19 日改正	平成 18 年 4 月 22 日改正
平成 7 年 11 月 15 日改正	平成 18 年 11 月 8 日改正
平成 9 年 10 月 29 日改正	平成 20 年 11 月 27 日改正

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は日本臨床検査専門医会と称する。
2 本会の英文名は Japanese Association of Clinical Laboratory Physicians と称する。
第 2 条 本会の事務所は東京都千代田区神田駿河台 2-1-19 アルベルゴ御茶ノ水 505 号室に置く。

第 2 章 目的と事業

- 第 3 条 本会は臨床検査に携わる医師の資質の向上とその育成および相互の発展を図り、臨床検査に関する正しい情報提供を介し、国民の健康の維持・増進を図ることを目的とする。
第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
2 総会、講演会、集会などの開催
3 会誌およびその他の刊行物の発行
4 高品質の臨床検査情報の提供
5 その他本会の目的達成に必要な事項

第 3 章 会員

- 第 5 条 本会の会員は正会員、有功会員、名誉会員、学生会員および賛助会員とする。
2 正会員は A 会員および B 会員とする。A 会員は認定臨床検査専門医で所定の手続きをした者。B 会員は付則 3 の条件を満たす医師で、資格審査委員会の議を経て、所定の手続きをした者。正会員は議決権、選挙権、被選挙権を有する。
3 有功会員は満 70 歳を過ぎた正会員であり、本会に貢献（幹事 1 期以上、各種委員会委員経験者、その他）をした者で幹事会が推薦し、総会で承認を得た者。有功会員は監事の被選挙権はあるが、会長、副会長、幹事に就任することはできない。また総会の議決権は有する。
4 名誉会員は満 70 歳を過ぎた正会員で、本会に多大な貢献（会長、副会長、監事 1 期以上、幹事 2 期以上、春季大会長、その他）をした者で幹事会が推薦し、総会で承認を得た者。名誉会員は、会長、副会長、幹事、監事に就任することはできない。また総会の議決権を有さない。
5 学生会員は医師の資格を有する学生で、所定の手続きをした者。学生会員は総会の議決権は有さない。
6 賛助会員は本会の目的に賛同する者または団体。賛助会員は総会の議決権は有さない。

第 6 条 入会は所定の申し込み用紙に記入し会長あて事務局に提出する。

第 7 条 退会は所定の用紙に記入し会長あて事務局に提出する。

第 8 条 会員が本会の名誉を著しく傷つけた場合は幹事会の決議で退会させることができる。

第 9 条 会員が 2 年以上引続き会費を滞納し、理由なくして督促に応じない場合は幹事会の決議で退会させることができる。

第 4 章 会計

第 10 条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

第 11 条 予算は会計年度開始前に予算収支書を作成し、総会の承認を得なければならない。

第 12 条 決算は毎会計年度終了後、決算報告書を作成し、監事の監査を受け幹事会の承認を経た後、総会において承認されなければならない。

第 13 条 会費は年間、正会員は 10,000 円、有功会員は 5,000 円、学生会員は 5,000 円、賛助会員は 100,000 円とする。名誉会員は会費を納めることを要しない。

第 14 条 本会の会計年度は 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わるものとする。

第 5 章 役員

第 15 条 本会に次の役員を置く。但し役員は正会員を以て構成する。

会長 1 名、副会長 2 名、常任幹事 若干名、幹事 若干名、監事 2 名

第 16 条 会長は A 会員資格を持つ正会員を被選挙権者として、正会員の選挙により有効投票数の過半数を以て選出し、幹事会の議を経て総会で承認する。但し過半数に達しない場合は、上位 2 者の決選投票とする。

第 17 条 会長は会務を総括する。

第 18 条 会長の任期は 2 年とし、再任の場合は連続 2 期を限度とする。

第 19 条 副会長は会長が選定し委嘱する。副会長の任期は 2 年とし再任の場合は連続 2 期を限度とする。
2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるとき、また欠けたときは会長の任期の範囲でその業を代行する。

第 20 条 幹事は会長が委嘱する。幹事は会長を補佐し、会務を分担する。幹事の任期は 4 年として、2 年毎半数を交代し、連続再任を認めない。

2 常任幹事は庶務・会計担当幹事、各種委員会委員長などを以て構成する。

第 21 条 監事は正会員の選挙により選出し、幹事会の議を経て総会で承認する。監事は民法第 59 条の会務を行う。監事の任期は 2 年とし、再任の場合は連続 2 期を限度とする。

第 22 条 第 4 条に定めた事業を行うために各種委員会を置くことができる。

2 委員長および委員は正会員の中から会長が委嘱する。

3 委員長の任期は 4 年とする。委員の任期は 2 年とし再任の場合は連続 2 期を限度とする。

第 23 条 会長は任期満了に際して、あらかじめ選挙管理委員若干名を任命し、選挙管理委員会を組織する。
2 選挙管理委員会は会長ならびに監事の選挙に関する業務を管理する。

第 6 章 会議

第 24 条 会議は総会、幹事会、常任幹事会、委員会などとする。

第 25 条 総会は正会員、名誉会員、有功会員をもって組織し、総会議長は会長が行い年 1 回以上開く。総会の議事は正会員および有功会員の 1/3 以上の出席を以て成立し、また、出席者の過半数の賛成で決定される。ただし、代理人として表決を委任したものは出席者とみなす。

なお、ファックスおよびメールによる委任状の送付を認めることとする。

第 26 条 幹事会および常任幹事会は必要に応じて会長が召集し、これを開催する。

第 7 章 補則

第 27 条 本会則を改正するにあたっては幹事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

第 28 条 本会則施行についての細則は幹事会の議決を経て別に定める。

付 則

1. この会則は平成 20 年 12 月 1 日から施行する。
2. 次期役員が選出されるまでの期間は現役員が業務を継続する。
3. B 会員は医師免許取得後 5 年を経過し、臨床検査に係わる業務に携わり、以下の条件 4 項の内、いずれか 1 項を満たす者。
 - (1) 日本臨床検査医学会会員であるか、専門医認定制協議会加盟学会の発行した認定医・専門医資格を保有し、それを証明する資料を添付した医師。
 - (2) 日本臨床検査医学会の認定する、臨床検査専門医資格を有さない臨床検査管理医。
 - (3) 臨床検査医学に関する研究業績を有し、これを証明する資料を添付した医師。
 - (4) 登録衛生検査所に所属する医師、もしくは指導監督医であり、これを証明する資料を添付した者。
 - (5) 臨床検査に係わる業務に携わる医師。